

新居浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年3月

新 居 浜 市

第1章 総論	1
第1節 ごみ処理基本計画の位置づけ	1
第2節 計画期間、目標年度	2
第3節 新居浜市の概要	2
(1) 産業の動向	
(2) 人口動態	
第2章 ごみ処理の現況	4
第1節 ごみ処理の沿革	4
第2節 ごみ処理フロー	6
第3節 ごみ処理体制	7
(1) 収集運搬	
(2) 処理施設	
(3) 排出抑制	
第4節 ごみ処理の実績	10
(1) 処理量の推移	
(2) 施設での処理状況	
(3) 定期収集の状況	
(4) ごみ処理経費	
第3章 ごみ処理の課題	15
第1節 評価の指標	15
(1) 一人一日当たり排出量	
(2) 家庭系ごみ	
(3) リサイクル率	
(4) 最終処分量（埋立率）	
(5) 処理経費	
第2節 国・他自治体との比較	18
(1) 国、愛媛県の目標値との比較	
(2) 類似団体との比較	
(3) 県内他市との比較	

第3節 課題の抽出	22
(1) 排出抑制・減量化に関する項目	
(2) 資源化に関する項目	
(3) 収集運搬に関する項目	
(4) 環境美化に関する項目	
(5) 処理に関する項目	
(6) 経費に関する項目	

第4章 基本理念と基本方針	23
---------------	----

第1節 基本理念	23
第2節 基本方針	24

第5章 ごみの発生量及び処理量の見込み	25
---------------------	----

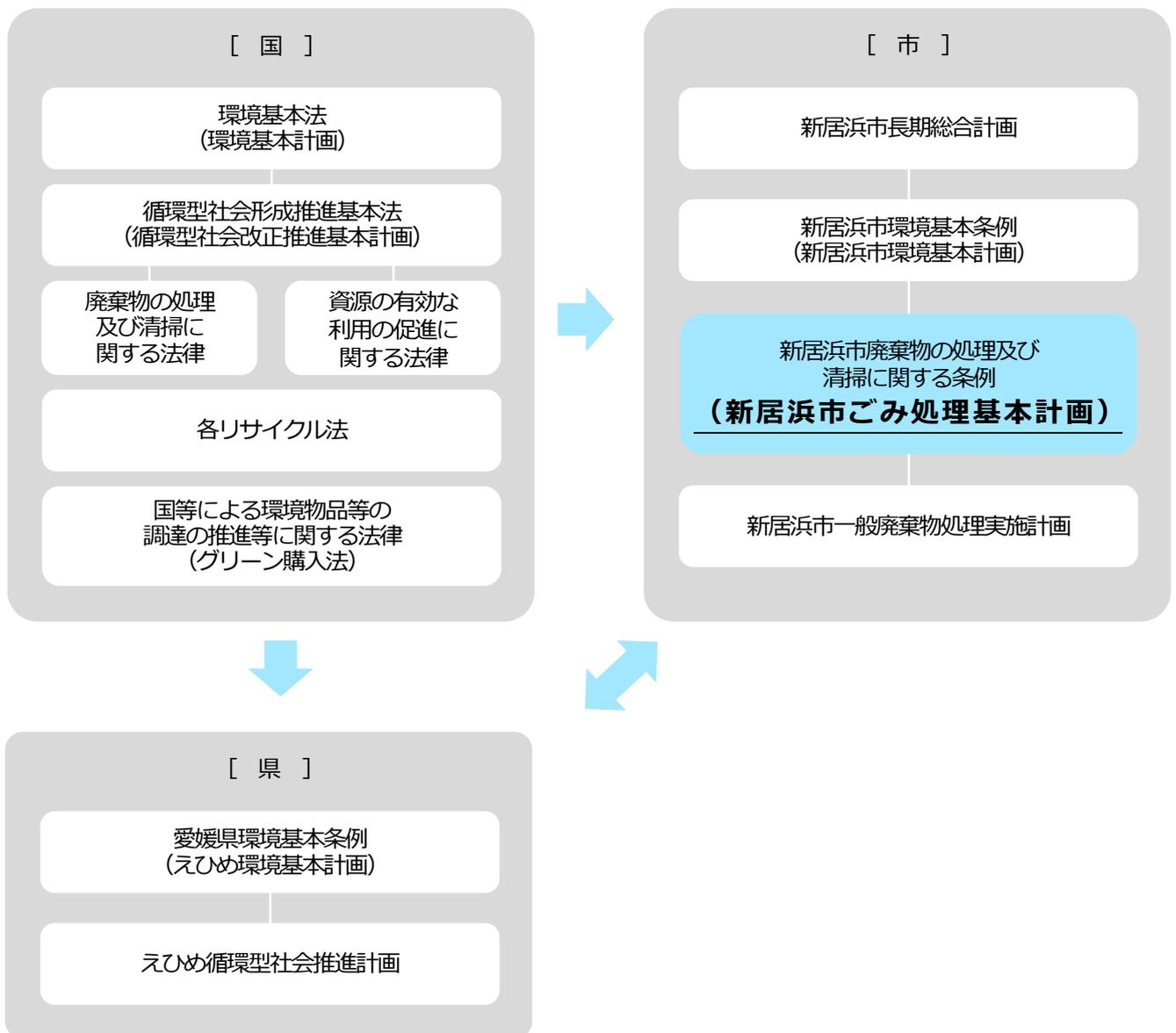
第1節 ごみ発生量の推計	25
第2節 ごみ処理量の見込み	27
(1) 第六次長期総合計画におけるごみ減量目標	
(2) にいはま環境プランにおけるごみ減量目標	
(3) 本計画のごみ減量目標	

第6章 目標達成に向けた取り組み	29
------------------	----

第1節 第六次長期総合計画における基本計画と主な取り組み	29
第2節 本計画における取り組み	30
(1) 排出抑制と減量化の取り組み	
(2) 収集運搬に関する取り組み	
(3) 処理に関する取り組み	
(4) 環境美化に関する取り組み	
(5) 環境学習に関する取り組み	
(6) 災害廃棄物に関する取り組み	
第3節 市民・事業者の取組	33
第4節 家庭ごみ有料化の検討	34

● 第1節 ● ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針とし、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。



● 第2節 ● 計画期間、目標年度

計画期間は、令和3年度から令和12年度の10年間とし、目標年度を令和12年度とします。国の策定指針では、概ね5年ごとに見直しを図るものとされています。

● 第3節 ● 新居浜市の概況

新居浜市は、昭和12年に、新居浜、金子、高津の3カ町村が合併して市制を施行し、昭和28年に垣生、神郷、多喜浜、大島を、昭和30年に泉川、船木、中萩、大生院を、昭和34年に角野町を、平成15年に別子山村を合併し、現在に至っています。

愛媛県の東部に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県に接し、北は瀬戸内海（燵灘）に面しています。市域は東西20km、南北21km、面積は234.50平方キロメートルで、うち、林野面積171平方キロメートル、可住地面積63平方キロメートルです。

（1）産業の動向

商業は、住友諸企業の発展とともに、昭和通り・登道・銀泉街商店街と、喜光地商店街が形成されたが、近年の車社会の進展、大型店舗の出店、インターネットショップの拡大、人口の郊外分散化、小売商業の競争形態の変化などにより、既存商店街は空き店舗が増大しています。

工業は、元禄4年（1691年）に、世界でも類を見ない大鋸床をもつ別子銅山の開坑に端を発し、銅、アルミ、ニッケル、肥料、機械製品を主とする製造業が発展し、これらを基幹産業として中小の下請け企業が数多く生まれ、四国屈指の工業都市となりました。2度にわたるオイルショック、円高などにより石油化学などの素材型産業は構造的な不況に陥り、住友系企業では、ファインケミカル等先端技術、高付加価値分野への展開が進められています。

農業は、小規模零細の兼業農家が多く、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の増加等が問題となっています。

▶工業主要指標と推移

[出典] 令和元年版 新居浜市統計書

(単位：所・人・万円)

H26			H28			H29		
事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等	事業所数	従業者数	出荷額等
200	8,958	72,984,126	211	9,145	70,393,522	202	9,536	70,241,576
9%	12%	18%	9%	12%	17%	9%	12%	18%

※調査基準の変更に伴い、平成27年については工業統計調査を実施していない。

※下欄のパーセントは、愛媛県合計に占める割合。

(2) 人口動態

人口の減少傾向が続いています。年齢別人口では、65歳以上の人口が増加し、高齢化率が上昇しています。

▶ 年齢別人口の推移



10月1日現在の住民基本台帳人口

■ 第2章 ■ ごみ処理の現況

● 第1節 ● ごみ処理の沿革

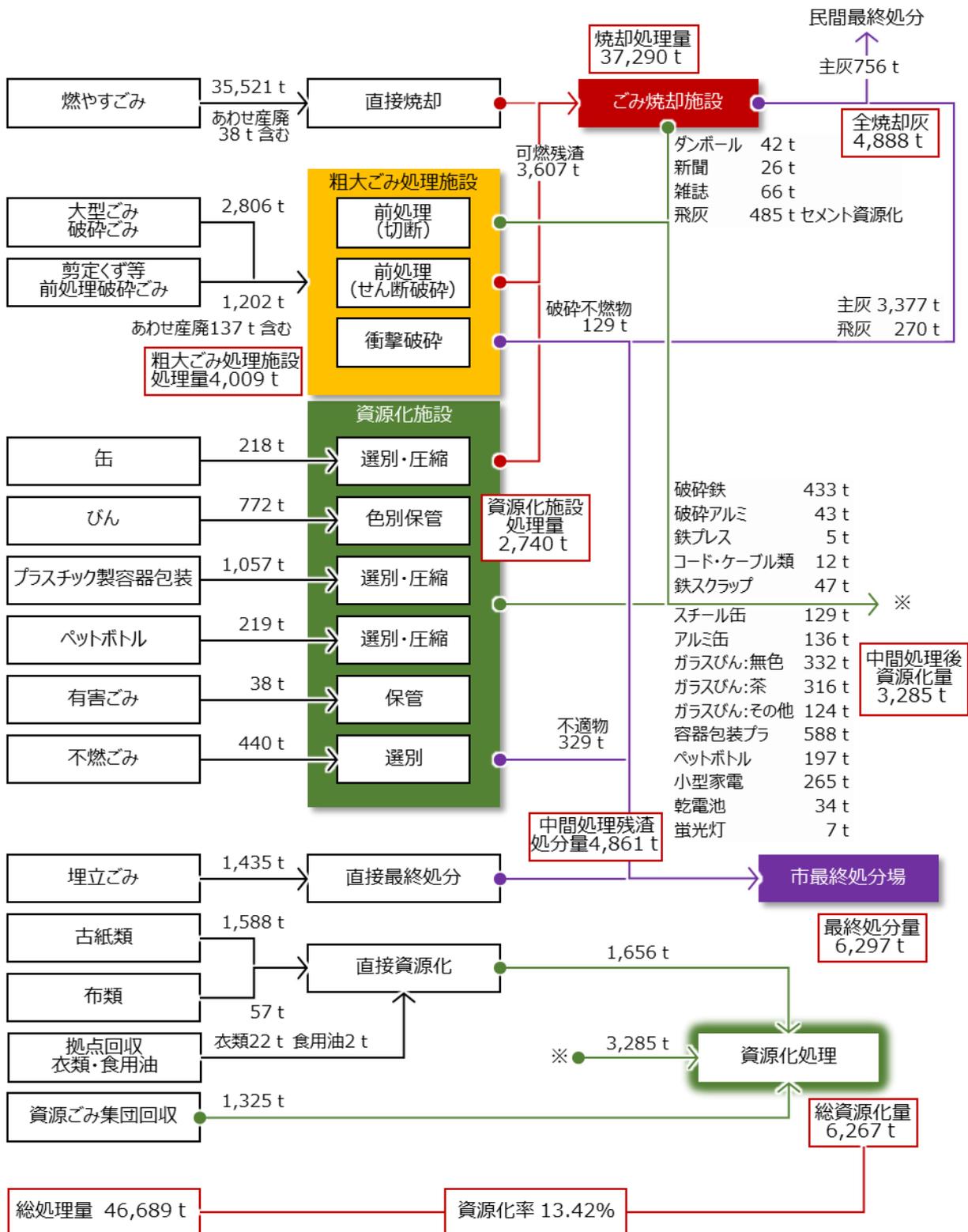
年度	施設整備	分別区分・受入など	ごみ処理手数料	ごみ減量	まち美化	国の施策	メーカーの 取組み等
S30	城下焼却場 バッチ式 30t/日	可燃物 不燃物					
S44	観音原焼却場 ロータリーキルン 90 t/日						
S45						清浄法から廃棄物 処理法に改正	
S49			廃棄物処理及び清掃 に関する条例制定 動物の死体料金設定				
S52	平尾谷不燃物埋立所 30.0万 m ³						
S53	清掃センター ストーカ炉 225t/日 破砕機 50t/5h	産廃 8t/月受入 可燃物 不燃物 破砕 埋立	事業ごみ料金設定 0.5t以下 250円 0.5-1t 500円 1-2t 1000円 2t超 500円/t				
S59		可燃物 不燃物 破砕 埋立 有害ごみ					
S62	平尾谷不燃物埋立所 19.1万 m ³ 増容				市民一斉清掃開始		
H01		搬入車両証 8t制限強化	消費税加算(外税)				
H02		6種分別開始 燃やすごみ 空きびん・空き缶類 プラスチック類 有害ごみ 破砕粗大ごみ 埋立粗大ごみ	事業ごみ料金改定 200円/100kg 税別	資源ごみ集積回収 推進事業(10月)			
H03				生ごみ処理容器 設置補助開始		再生資源の利用の 促進に関する法律	
H05	最終処分場(磯浦町) 33.5万 m ³						
H06	リサイクルプラザ 資源ごみ選別 15t/5h プラスチック減容 5t/5h 前処理破砕 20t/5h	6種分別変更 燃やすごみ 資源ごみ プラスチック類 雑ごみ 有害ごみ 大型ごみ		不用品リサイクルフェア			
H07						容器包装リサイクル法	
H08				不用品情報 登録制度(12月)			
H10		ごみ袋透明・半透明化					
H12		搬入管理要綱策定 解体廃棄物(一廃)届出制度		電気式生ごみ 処理容器自加		建設リサイクル法 全面改正	
H13		大型ごみ戸別収集開始	事業ごみ改定 300円/100kg 税別 2年間経過措置	不用品伝言板 設置(8月)		循環型社会形成 推進基本法 資源有効利用促進法 家電リサイクル法 グリーン購入法 食品リサイクル法	事業系 パノコン
H14					まち美化条例施行 放置自動車		

年度	施設整備	分別区分・受入など	ごみ処理手数料	ごみ減量	まち美化	国の施策	メーカーの 取組み等
					防止条例施行		
H14					まち美化条例施行 放置自動車 防止条例施行		
H15	新清掃センター ストーカ炉 201t/日 破砕施設 40t/5h 前処理破砕 20t/5h		事業ごみ改定 400円/100kg 税別				家庭系 パソコン
H16		産廃(埋立分)搬入禁止 家庭系建設廃材 1t制限				自動車リサイクル法	二輪車 (バイク)
H18	ペットボトル圧縮施設	9種分別開始(4-12月) 燃やすごみ 資源ごみ プラスチック類 雑ごみ 有害ごみ 大型ごみ 古紙類 ペットボトル 小型破砕ごみ				容器包装 リサイクル法改正	消火器
H19						食品リサイクル法改正	
H20	最終処分場(菊本町) 36.3万m ³ 不燃物選別施設 4.9t 可燃物処理機 2.85t		事業ごみ改定 800円/100kg 税込 (内税ご改定) 家庭ごみ有料化計画 先送り決定(10月)				
H21	マテリアルリサイクル施設 缶資源化選別施設 2t プラスチック 資源化施設 6.4t びんストックヤード	家電リサイクル品 収集受入中止(4/1) ふれあい収集開始(10/1) 新9種分別開始(10/1) 燃やすごみ 不燃ごみ びん(3色別) 缶 ペットボトル プラスチック製容器包装 古紙類(4種類) 有害ごみ(乾電池・蛍光灯) 大型ごみ		レジ袋無料配布 中止開始(6/1) 資源物持ち去り 禁止(10/1-) 生ごみ処理器補助 基盤拡大			
H22					段ボールコンポスト 講習会開始 衣類拠点回収開始		
H23					使用済食用油 拠点回収開始		
H25					レジ袋無料配布 全スロー中止 (合意1月・実施3月)	不法投棄監視カメラ 1基	
H26						不法投棄監視カメラ 8基増設(1月)	
H28		10種分別開始(10/1) 燃やすごみ 不燃ごみ 布類(新分別) びん(3色別) 缶 ペットボトル プラスチック製容器包装 古紙類(4種類) 有害ごみ(乾電池・蛍光灯) 大型ごみ					
H29	清掃センター 基準値設備改良(H27-)				小型家電拠点回収 (メタルプロジェクト) 開始(8月~)		
H30			事業ごみ改定(7月) 100円/10kg 税込			不法投棄監視カメラ 1基増設(5月)	
R01			廃棄物減量等審議会より 持込ごみの一部有料化の 答申(10月)				

● 第2節 ● ごみ処理フロー

令和元年度のごみ処理フローは以下のとおりです。

令和元年度 ごみ処理フロー



● 第3節 ● ごみ処理体制

(1) 収集運搬

① 家庭ごみ

家庭ごみの収集は、平成28年10月から10種分別による収集を行っています。

区分	分別種類	細分別	収集場所	排出方法	収集頻度	収集開始	
可燃ごみ	燃やすごみ	-	可燃ST	袋	週2回	7時30分 (別子山地区 は9時)	
資源ごみ	ペットボトル	-	不燃ST	ネット	月2回		
	びん・缶	びん		透明、茶、他	コンテナ		月2回
		缶		-	ネット		
	古紙類	新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック		裸・紐	月2回		
	プラスチック製容器包装	-		袋	週1回		
布類	-	袋	月1回				
不燃ごみ	不燃ごみ	-	戸別収集	袋	月1回		
	有害ごみ	乾電池等、蛍光灯		コンテナ	年4回程度		
大型ごみ	大型ごみ	-	戸別収集	裸	随時	9時	

定期収集は全て委託により実施しています。業者への定期収集事業の委託方法は、かつては、収集業者を固定し、1者随意契約をしていましたが、現在は、大島及びふれあい収集を除く業務は入札により決定しています。

入札対象業務は、ごみの種類ごとに分割しており、可燃11業務、プラスチック製容器包装3業務、ペットボトル1業務、古紙類3業務、不燃ごみ・布類1業務、びん・缶・有害ごみ2業務、大型ごみ2業務、別子地区1業務、合計24業務です。

但し、引越などに伴う一時多量ごみは、一般廃棄物処理許可業者又は自己搬入となります。

② 事業ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。許可業者又は自己搬入となります。ごみステーションに出すことはできません。

(2) 処理施設

中間処理は観音原町の清掃センター、最終処分は菊本町地先の最終処分場で行っています。いずれの施設も、管理部門は直営、運転部門は委託です。

① 中間処理施設の概要

所在地 観音原町乙122番地1

焼却施設と粗大ごみ処理施設は、平成15年4月から稼働。

焼却施設の大型可燃物処理施設及びリサイクル推進施設の不燃物選別施設は、新最終処分場の稼働に合わせ、平成20年4月から稼働。

プラスチック資源化施設、缶資源化施設、びんの色別保管施設は、平成 21 年 10 月から稼働。
 ペットボトル資源化施設は、旧清掃センター内で平成 18 年 4 月から稼働（リサイクル推進施設内に令和 3 年度更新予定）

焼却施設	焼却施設	処理能力	67t/日 ×3炉
		処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
	大型可燃物処理施設	処理能力	2.85t/5h
		処理方式	縦型切断式
粗大ごみ 処理施設	破碎施設 (衝撃破碎機)	処理能力	40t/5h
		破碎機形式	衝撃破碎式
	破碎施設 (せん断破碎機)	処理能力	20t/5h
		破碎機形式	せん断回転式
リサイクル 推進施設	不燃物選別施設	処理能力	4.9t/5h
		処理方式	手選別
	プラスチック 資源化施設	処理能力	6.4t/5h
		処理方式	圧縮梱包機
	缶資源化選別施設	処理能力	2t/5h
		処理方式	手選別 機械選別 圧縮
びん保管施設	6.2t/日 無色透明・茶色・その他の3種類		
ペットボトル資源化施設	処理能力	2t/5h	
	処理方式	減容機 電動圧縮梱包	

② 最終処分場の概要

所在地 菊本町二丁目 817 番 2 地先

平成 20 年 4 月から供用開始。

埋立面積	24,000 m ²
埋立容量	363,116 m ³
遮水方式	(底面部) 不透水性地盤 (側面部) 遮水鋼矢板
水処理方式	公共下水道放流

護岸は、港務局が港湾計画の中で廃棄物処理用地として施工。

(3) 排出抑制

① 資源ごみ集団回収の奨励

回収量に応じて、市から登録団体に奨励金を支出して、回収を奨励しています。

▷ 令和元年度 登録団体 182 団体 回収量 1,325 t 奨励金 6,568,453 円

② 各家庭での生ごみ堆肥化の推進

生ごみ処理容器（コンポスト、水切り容器）は、3,000 円を限度に半額を補助しています。

電気式生ごみ処理機は、20,000 円を限度に半額を補助しています。

▷ 令和元年度補助基数 据置型コンポスト 38 基 水切り容器 4 基
電気式 10 基
補助額 284,900 円

にはま環境市民会議に委託し、ダンボールコンポストの普及活動を実施しています。

▷ 令和元年度 公民館等講習会 41 回 290 人参加

③ 不用品の有効利用（不用品伝言板）

市が運営する不用品伝言板に「譲ります」「探しています」の情報を個人が登録し、登録者同士で連絡を取り合い、不用品の交換を促進する制度です。

▷ 令和元年度 登録件数 「譲ります」83 件 「探しています」39 件
交換成立件数 66 件

④ 衣類の拠点回収

不用となった衣類のリサイクルを促進するため平成 22 年度から、市役所ロビーほか 4 か所に回収ボックスを設置し、衣類の回収を行っています。

▷ 令和元年度回収量 22,260 kg

⑤ 使用済みてんぷら油の拠点回収

使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料（BDF）へのリサイクル促進を図るため、市役所ロビーほか 2 か所に回収ボックスを設置し、使用済みてんぷら油の回収を行っています。

▷ 令和元年度回収量 2,568 リットル

⑥ リサイクルショップ等の紹介

家具、家電、自転車等、長期間大切に使って頂く、不用となったものを必要な人に使って頂くことを推進しごみの減量を図るため、市内リサイクルショップ等を積極的に広報しています。

▷ 令和元年度登録店舗 3 店舗

⑦ マイバッグの推進

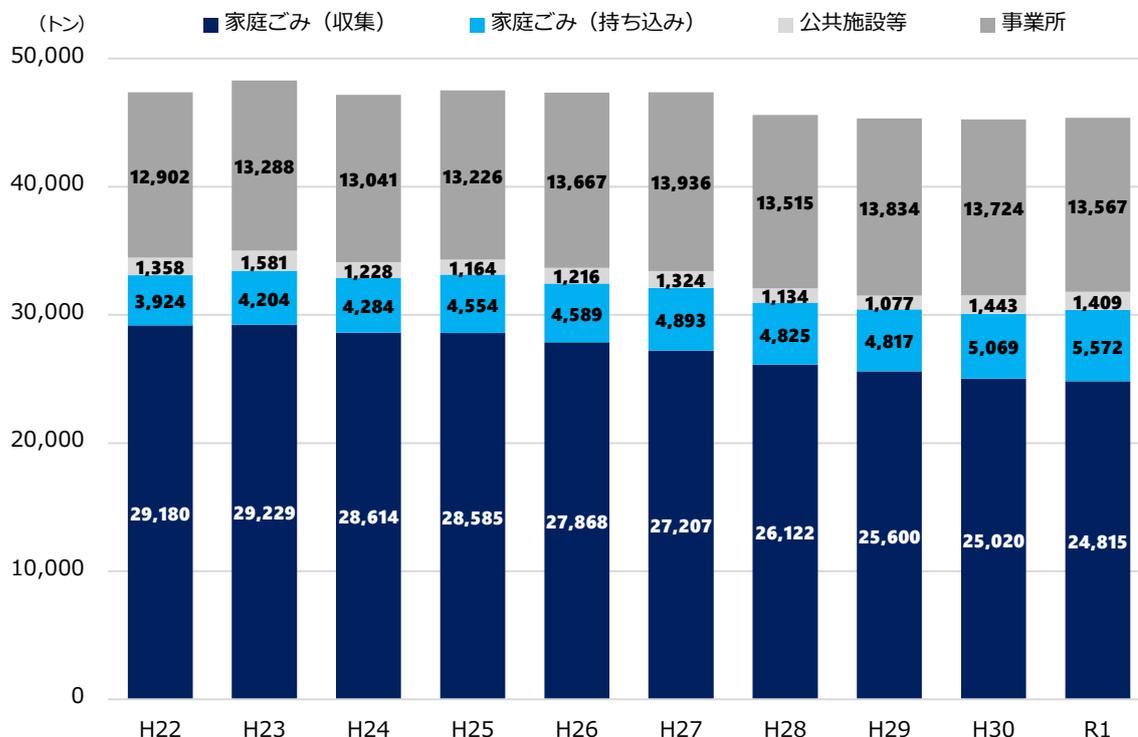
平成 21 年 6 月 1 日から、「新居浜市におけるレジ袋削減に関する協定」を締結した 6 事業者 19 店舗（平成 31 年 4 月 1 日現在 10 事業者 31 店舗）において、マイバッグの持参を推進するため、レジ袋の無料配布を中止。マイバッグ持参率 80%の目標を掲げています。令和 2 年 7 月から、全国一律にレジ袋有料化が制度化されました。

▷ 令和元年度レジ袋削減枚数 11,828,232 枚

● 第4節 ● ごみ処理の実績

(1) 処理量の推移

▶ 新居浜市のごみ量の推移（集団回収を除く）



家庭ごみ収集量は、年々減少していますが、家庭ごみ持込み量は、増加の傾向にあります。H30.7月からの処理手数料改定での事業所のごみ量は、微減にとどまっています。

▶ 搬入量内訳

R1年度	一般廃棄物												産業 廃棄物	総計
	委託 収集	家庭 持込	直営	減免 (火災等)	公共 施設	清掃 ごみ	衛生 センター	家庭系 合計	事業所	許可業者	事業系 合計	合計		
焼却ごみ	20,107	2,456	55	7	223			22,849	637	11,997	12,634	35,483	38	35,521
古紙類	1,632							1,632				1,632		1,632
大型ごみ	436	1,764	3	47	52			2,301	146	348	494	2,795	137	2,932
びん・缶	963	14	1		0			978	1	11	12	990		990
プラ製容器包装	1,055	2			0			1,057				1,057		1,057
ペットボトル	219							219				219		219
古布・廃食油		25						25				25		25
前処理破碎		792	14	2	20			827	58	191	249	1,076		1,076
不燃ごみ	366	70	1		0			437		3	3	440		440
有害ごみ	38							38				38		38
建設廃材等		451		401	26			878				878		878
その他		0	1			492	64	557				557		557
計	24,815	5,572	74	457	321	492	64	31,797	842	12,551	13,393	45,189	174	45,364

(単位：トン)

約70%が家庭系一般廃棄物、残りの約30%が事業系一般廃棄物

(2) 施設での処理状況

年度	1号炉		2号炉		3号炉		計		焼却灰(t)		
	稼働時間 (h)	焼却量 (t)	稼働時間 (h)	焼却量 (t)	稼働時間 (h)	焼却量 (t)	稼働時間 (h)	焼却量 (t)	主灰	飛灰	計
H22	4,883	12,651	5,304	13,613	4,973	12,997	15,160	39,261	4,001	739	4,741
H23	4,501	11,452	6,174	15,886	4,865	12,591	15,540	39,929	4,172	795	4,967
H24	4,480	11,646	5,786	14,804	5,265	13,452	15,531	39,903	4,130	799	4,929
H25	4,751	12,382	5,137	13,344	5,599	14,271	15,486	39,997	4,009	808	4,817
H26	5,373	13,792	4,443	11,349	5,990	15,258	15,806	40,398	4,052	855	4,907
H27	5,972	14,936	4,459	11,413	5,483	13,739	15,913	40,087	4,085	788	4,873
H28	4,308	10,245	7,121	18,246	4,128	10,328	15,557	38,818	4,086	712	4,798
H29	6,267	15,766	3,518	8,300	5,137	12,795	14,921	36,861	3,985	794	4,779
H30	5,578	13,677	4,563	11,008	5,189	12,584	15,329	37,269	4,004	737	4,741
R01	4,990	11,233	5,233	12,474	5,013	13,583	15,235	37,290	4,133	755	4,888

焼却量はH26をピークに減少傾向である。

▶清掃センターダイオキシン類測定分析結果

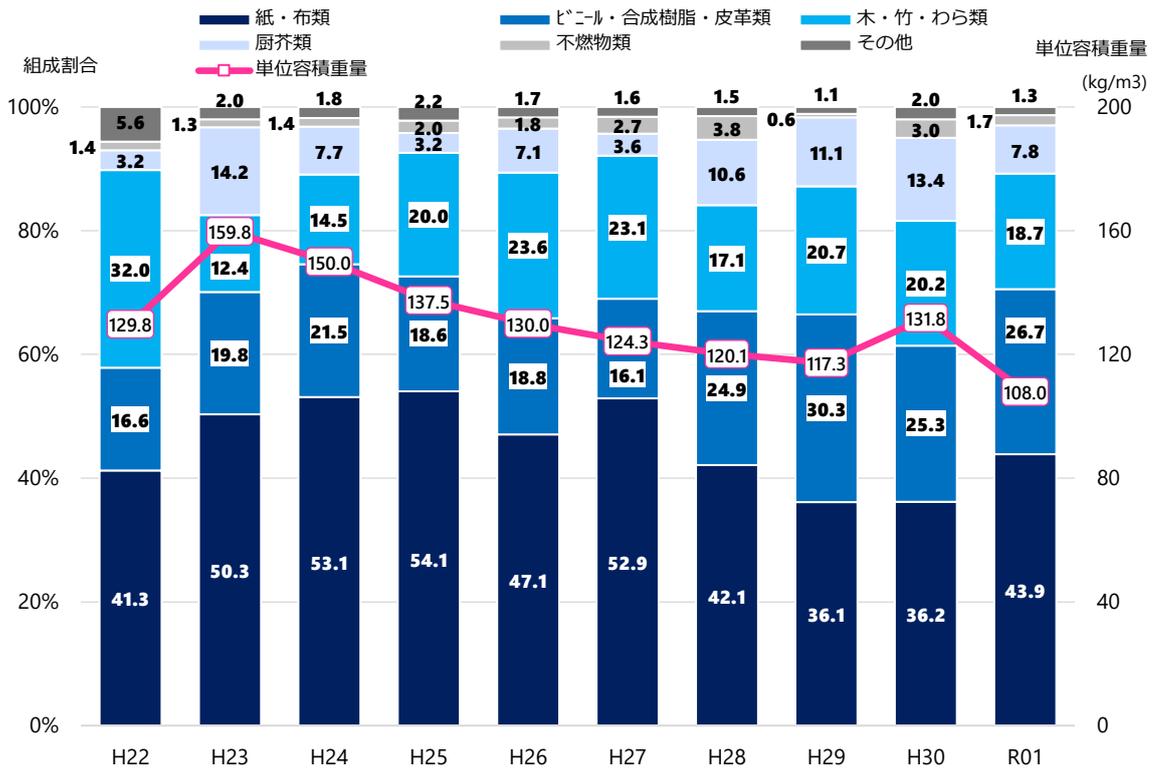
年度	排ガス(ng-TEQ/m ³ N)			飛灰(ng-TEQ/g-dry)	焼却灰(ng-TEQ/g-dry)		
	排ガス中のダイオキシン類基準濃度 1ng-TEQ/m ³ N (焼却量2~4 t/h)				最終処分場への埋立基準濃度 3ng-TEQ/g-dry		
	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
H22	0.00015	0.000024	0.00019		1+3号炉 0.024	0.043	
H23	0.000019	0.000000088	0.00000012		1+2号炉 0.026		0.0088
H24	0.00056	0.00021	0.0012	2+3号炉 0.15	1+2号炉 0.032		0.022
H25	0.011	0.078	0.031	1+3号炉 0.2 2+3号炉 0.16	0.028	0.034	0.036
H26	0.000036	0.00000076	0.0000012	1+3号炉 0.022 2+3号炉 0.024	0.0048	0.0056	0.0071
H27	0.000021	0.00000019	0	1+3号炉 0.10 2+3号炉 0.10	0.011	0.025	0.015
H28	0.00000031	0	0.00002	2+3号炉 0.17 1+3号炉 0.26	0.083	0.047	0.016
H29	0.000000042	0.000015	0.00013	1+3号炉 0.12 2+3号炉 0.16	0.032	0.019	0.019
H30	0.00000024	0	0.00000047	1+3号炉 0.079 2+3号炉 0.16	0.0093	0.016	0.021
R01	0.000052	0	0.00000009	1+3号炉 0.17 1+2号炉 0.2	0.03	0.018	0.016

・ ng-TEQ/m³N=ナガム-毒性等量/リウパ³ナルル ng-TEQ/g-dry=ナガム-毒性等量/ガム-ドライ
 ・ 焼却灰(主灰)、飛灰とも、ダイオキシン類濃度が3ng-TEQ/g-dry以下でなければ最終処分ができない。
 ・ 焼却灰(主灰)は、3ng-TEQ/g-dry以上になると特別管理一般廃棄物に該当する。
 ・ 飛灰はダイオキシン類濃度にかかわらず特別管理一般廃棄物に該当し、埋立処理する場合はセメント固化、薬剤処理又は酸抽出等が必要となる。

排ガス中のダイオキシン類濃度規制値は1ng-TEQ/m³N、計画値は0.1ng、目標値は0.05ngでありいずれも下回っている。

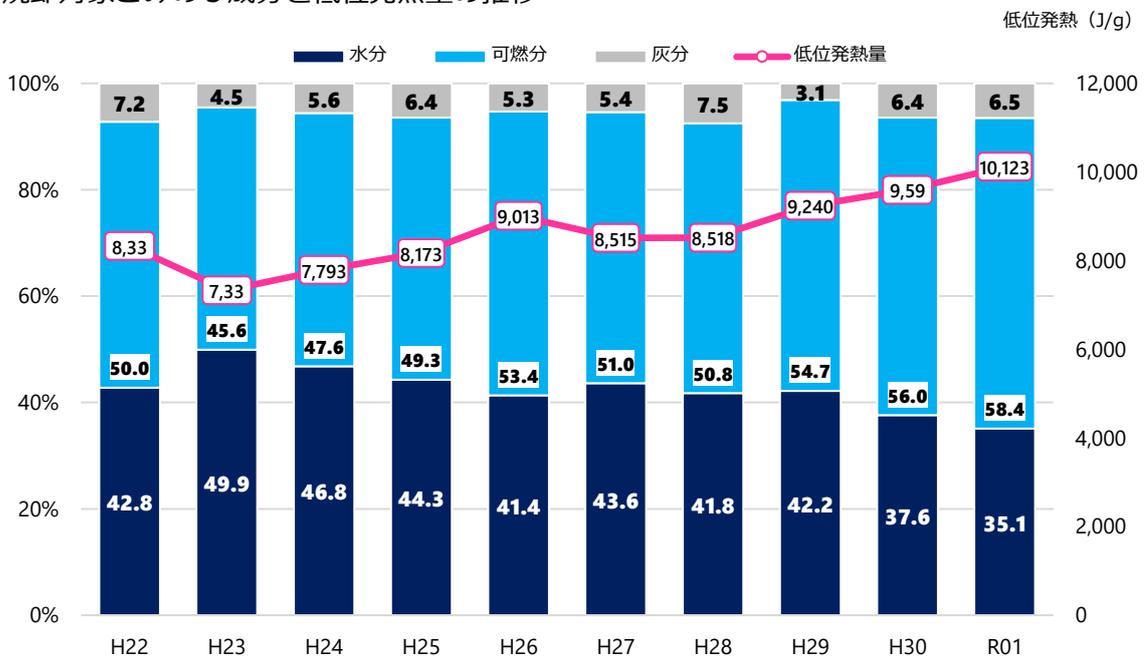
焼却ごみの組成割合（清掃センター）

▶ 焼却対象ごみの組成割合と単位容積重量



ビニール・合成樹脂・皮革類の割合が増加。単位容積重量は減少傾向です。

▶ 焼却対象ごみの3成分と低位発熱量の推移

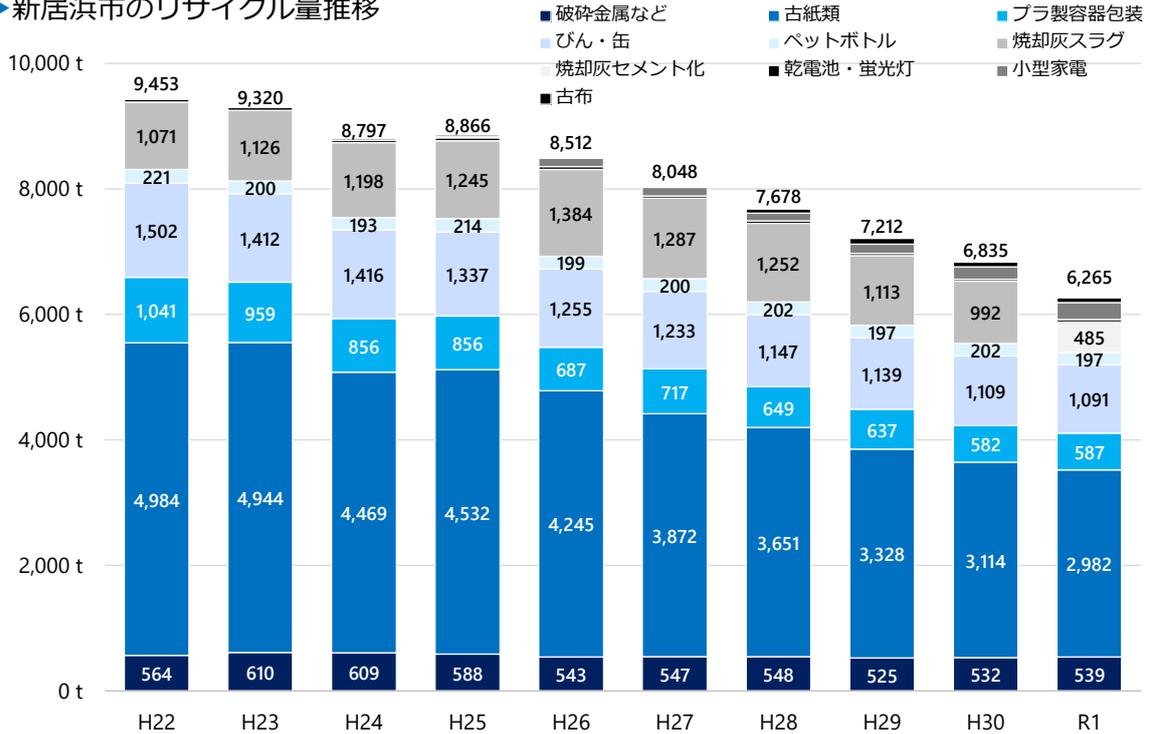


現在の収集処理体制になったのは、平成21年10月からであり、平成22年度以降、処理対象廃棄物及び処理方法の変更はありません。しかしながら、サンプリングの誤差は一定あると思われるものの、近年、廃プラスチック類の割合が高くなっており、また、年々高カロリー化しています。

なお、ごみ質分析は、令和元年度までは、年4回（春・夏・秋・冬）の実施ですが、令和2年度からは毎月の実施となっています。

資源化状況

▶新居浜市のリサイクル量推移

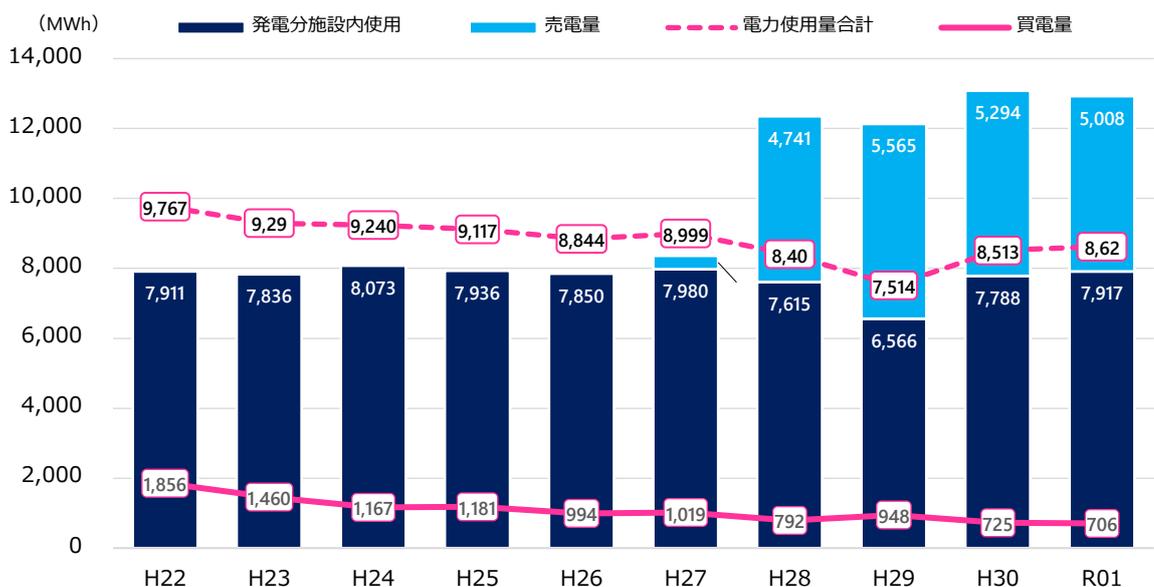


全体の資源化量は年々減少傾向にあります。特にびん・缶、古紙類は大きく減少しています。びん・缶そのものの軽量化、インターネット等の電子媒体の普及等が原因と思われます。

令和元年は、県廃棄物処理センターの廃止に伴い焼却灰のスラグ化は無くなり民間業者においてセメント化を行いました。(令和2年以降、焼却灰は最終処分予定)

発電・売電等の状況

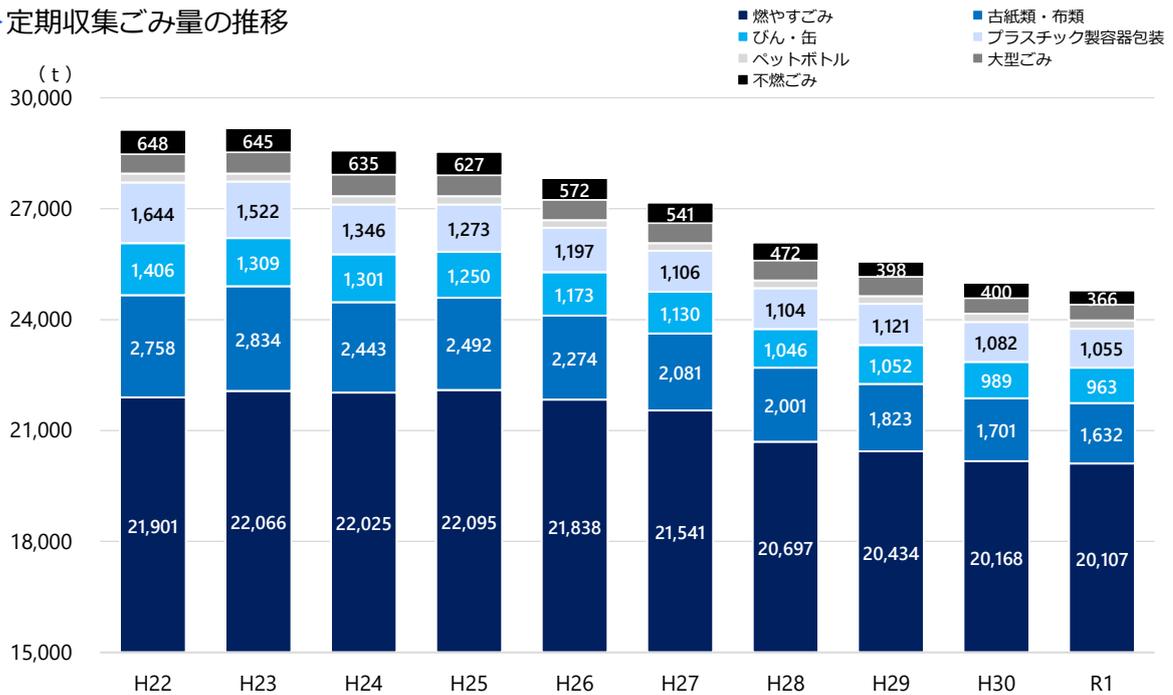
▶清掃センター発電量・売電量・買電量の推移



清掃センターでは、当初から余熱を利用した発電事業を実施していますが、H27-29に実施した基幹的設備改良工事により、発電効率を向上させるとともに、逆潮流設備を設け、平成28年から売電事業を開始しました。

(3) 定期収集の状況

▶ 定期収集ごみ量の推移



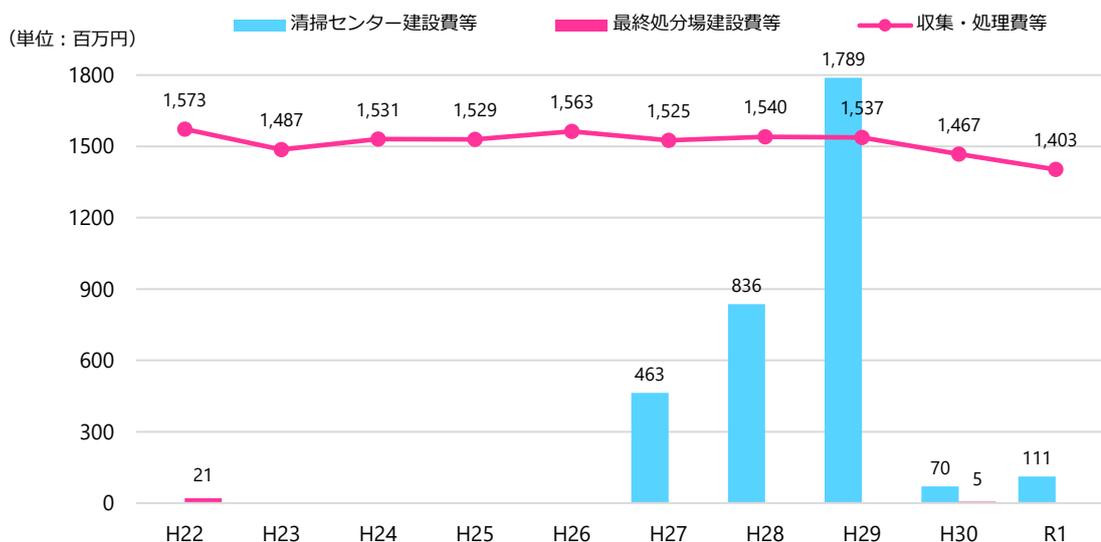
定期収集総量は減少。H22 比で R1 は約 15%減少。

各ごみ種それぞれ減少。特に古紙類は大きく減少。

これは市の人口減少やインターネットなどの電子媒体の普及等社会情勢の変化、びんやプラスチック製容器の軽量化等が理由と思われます。

(4) ごみ処理経費

ごみ処理に要する経費の推移は次のとおりです。

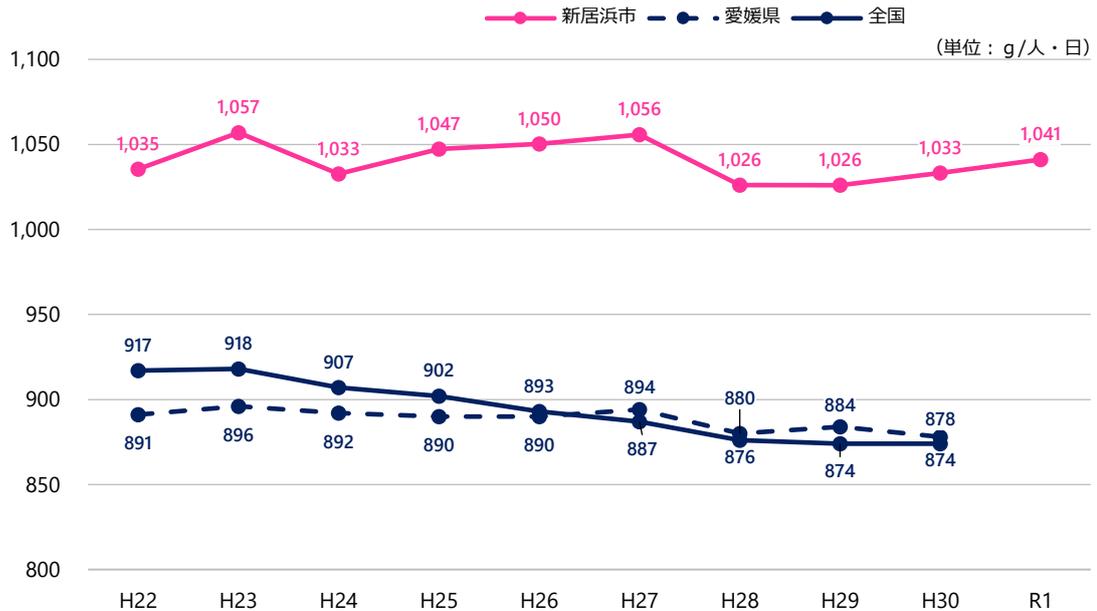


施設の建設費については、平成 27 年度から 3 か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、平成 27 年度は約 4.6 億円、平成 28 年度は 8.4 億円、平成 29 年度は 17.9 億円の支出がありました。建設改良費を除く収集や処理にかかる経費は約 15 億円前後を推移していましたが、近年は微減の傾向があります。

● 第1節 ● 評価の指標

(1) 1人1日当たり排出量

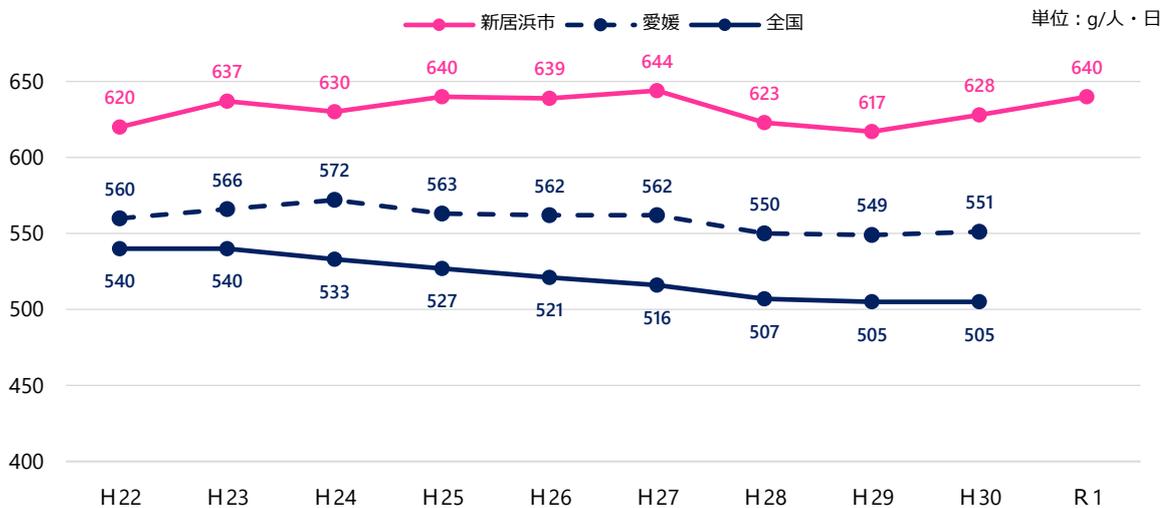
▶ 1人1日当たりごみ量（集団回収を除く）



近年は横ばい状態が続いているが、国・県平均値と比較で100g以上多くなっています。

(2) 家庭系ごみ

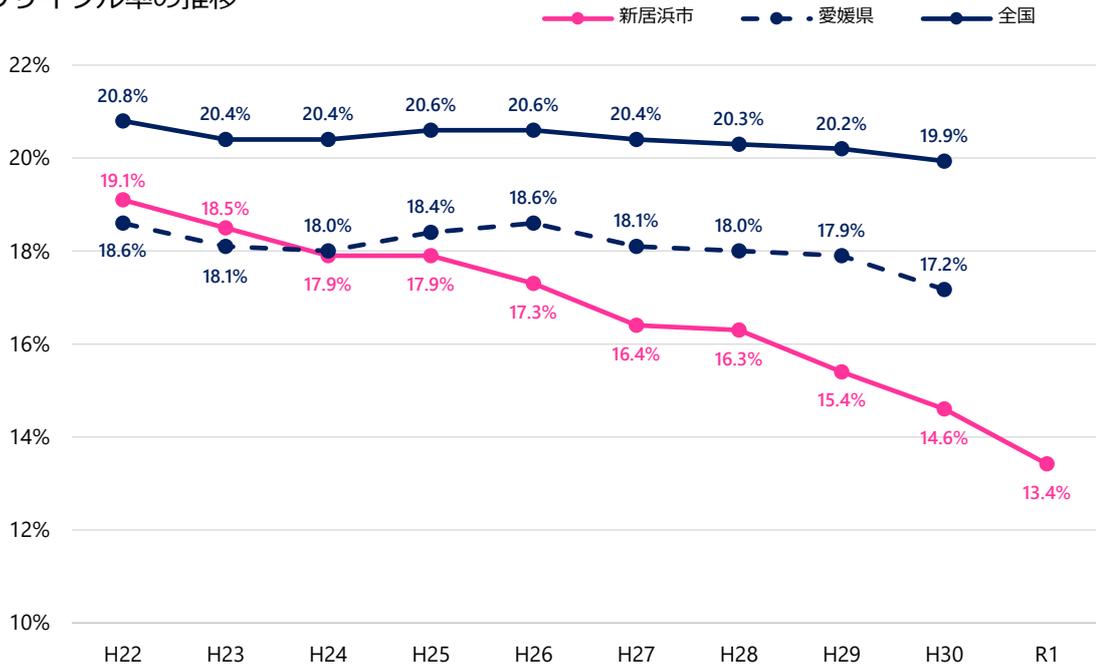
▶ 家庭系ごみ1人1日あたりごみ量（集団回収・資源ごみを含まない）



H22以降、横ばい傾向が続いています。

(3) リサイクル率

▶リサイクル率の推移

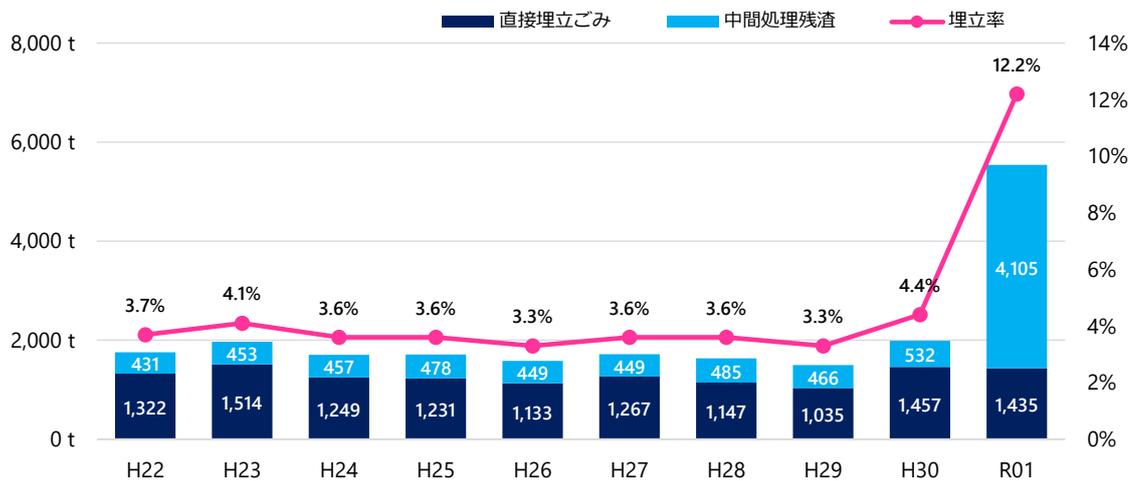


リサイクル率はH22をピークに年々減少していますが、全国や県と比べて減少率が多くなっています。

(4) 最終処分量 (埋立率)

令和元年度の県廃棄物処理センターの廃止に伴い、中間処理残渣(焼却灰)の最終処分量が大きく増加。

▶最終処分の状況



(5) 処理経費

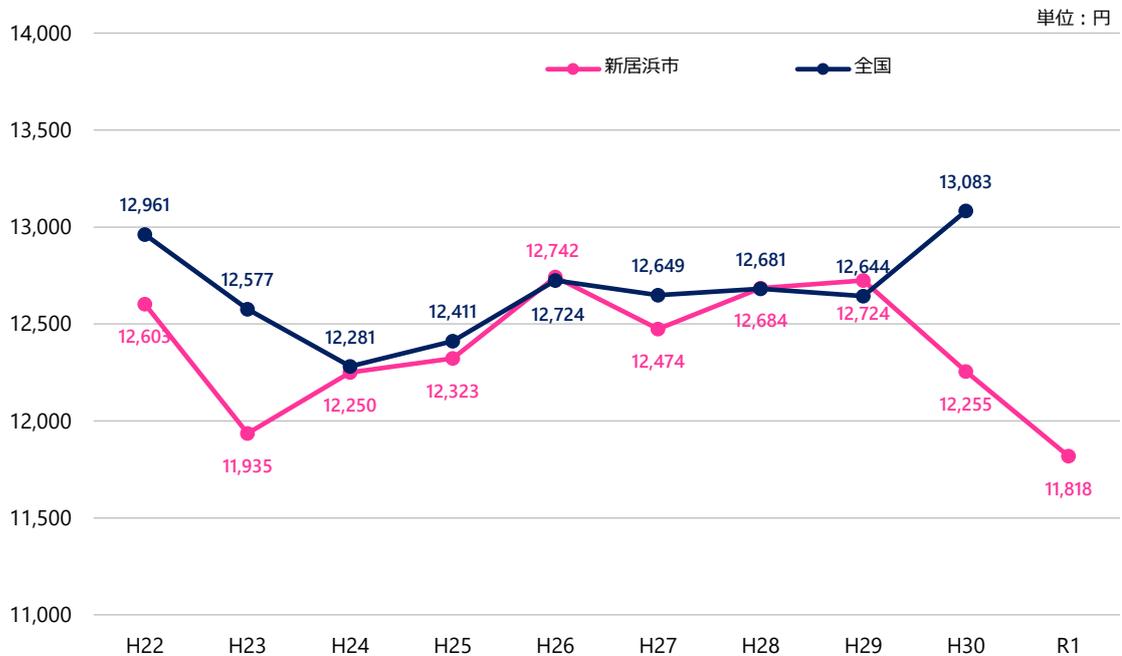
施設建設費を除く処理及び維持管理費の推移は以下のとおりです。

▶ごみ処理経費（建設改良費除く）の推移



市民1人当たりの年間ごみ処理経費の推移

▶ 1人当たりのごみ処理経費（建設改良費除く）



1人当たりのごみ処理経費は、年間1万2千円程度となっています。

● 第2節 ● 国・他自治体との比較

(1) 国、愛媛県の目標値との比較

▶国（廃棄物処理基本方針）

	H24実績値	目標（R2目標値）
一般廃棄物排出量	4,262万t	平成24年度比約12%削減 (3,750万t)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	660g (資源回収されるものを除き、 粗大ごみを含む)	500g
リサイクル率	21%	約27%に増加させる
最終処分量		平成24年度比14%削減

▶県（第4次えひめ循環型社会推進計画）

	H27実績値	R2目標値
年間排出量	473,000 t	421,000 t
1人1日当たりの ごみ排出量	(集団回収含み) 915g	868g
リサイクル率	18.2%	27%
最終処分量	47,000 t	41,000 t

▶新居浜市

	H22	R2目標値	R1実績値	評価
年間排出量 (集団回収量を除く)	47,364 t (45,267 t)	37,659 t (31,654 t)	45,364 t (44,039 t)	未達成
1人1日当たりの ごみ排出量 (集団回収量を除く)	1,035 g	887 g	1,041 g	未達成
リサイクル率	19.1%	30.0%	13.4%	未達成
最終処分量	1,744 t	—	5,540 t	—

(2) 類似団体との比較 (H30実績)

一般廃棄物処理実態調査 H30 (環境省) による

					1人1日当たりの排出量		
	計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (集団回収量を 含まない) (g/人日)	生活系ごみ (集団回収量を 含まない) (g/人日)	事業系ごみ (g/人日)
類似団体 平均	36,183	4,538	1,400	42,121	893 (863)	651 (629)	242
新居浜市	37,735	7,521	1,443	46,699	1,066 (1,033)	753 (720)	313

計画収集量には、許可業者収集量(事業系ごみを含む)を含む。

新居浜市の生活系ごみには、水路清掃ごみ、公共施設、火災等減免のごみを含む。

	ごみ処理量													減量 処理率 (%)
	焼却以外の中間処理量											直接 資源化量 (t)	合計 (t)	
	直接 焼却量 (t)	直接最終 処分量 (t)	合計 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化等 を行う 施設 (t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 施設 (t)				
類似団体 平均	31,176	275	7,005	1,898	2,769	278	8	209	1,790	53	2,091	40,548	99	
新居浜市	35,105	1,449	6,979	4,071	2,908	0	0	0	0	0	1,723	45,256	97	

新居浜市の直接最終処分量のうち、517 t は、水路清掃土砂、直接資源化量は、古紙・古布の収集量。

	中間処理後再生利用量								最終処分量				合計 (t)
	焼却施設 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 資源化等 を行う施 設 (t)	合計 (t)	リサイク ル率 (%)	直接最終 処分量 (t)	焼却 残渣量 (t)	処理 残渣量 (t)	
類似団体 平均	1,348	446	276	8	116	1,025	2,210	5,429	20.8	275	2,660	328	3,263
新居浜市	992	729	0	0	0	0	1,949	3,670	14.6	1,449	2,602	458	4,509

焼却施設992 t は、焼却灰の処理を委託している廃棄物処理センターによる資源化量。

	生活系ごみ				1人1日当たりの排出量			生活系 +事業系 (t)
	直営+委託 (t)	許可 (t)	直接搬入 (t)	合計 (t)	収集 (t)	直接搬入 (t)	合計 (t)	
類似団体 平均	27,081	22	2,203	29,306	9,081	2,335	11,416	40,721
新居浜市	25,104	0	6,428	31,532	12,631	1,093	13,724	45,256

▶処理及び維持管理費の比較

		処理及び維持管理費					
		合計	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	一般職 人件費	その他
			(人件費 + 処理費 + 委託費)				
類似団体 平均	(千円)	1,329,274	422,235	694,290	86,930	102,217	23,601
	一人当たり (円)	10,697	3,398	5,587	700	823	190
	トン当たり (円)	31,564	10,026	16,486	2,064	2,427	560
新居浜市	(千円)	1,467,365	356,399	901,534	69,219	138,821	1,392
	一人当たり (円)	12,228	2,970	7,512	577	1,157	12
	トン当たり (円)	31,422	7,632	19,305	1,482	2,973	30

トン当たり経費は、ごみ総排出量で算出。

経費の比較は、類似団体27市のうち、組合負担金のない10市との比較。

類似団体との比較では、新居浜市は以下のような状況です。

① ごみ排出量、処理状況等

集団回収量・直接資源化量・中間処理後再生利用量が少ない。リサイクル率が低い。

直接搬入量・1人当たり排出量・直接最終処分量が多い。

② 処理及び維持管理費

合計では、138,091千円多く、トン当たりでは、ほぼ同じ。

収集運搬費は65,836千円少なく、トン当たりでは、24%低い。

中間処理費は207,244千円多く、トン当たりでは、17%高い。

新居浜市の中間処理費は、焼却灰の廃棄物処理センターへの委託費185,315千円を含む。

最終処分費は17,711千円少なく、トン当たりでは22%低い。

新居浜市の最終処分費は、埋立終了した2カ所（平尾谷、磯浦）の処分場の維持管理費26,846千円を含む。

(3) 県内他市との比較 (H30実績)

一般廃棄物処理実態調査 H30 (環境省) による

	ごみ総排出量				1人1日当たりの排出量		
	計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (g/人日)	生活系ごみ (g/人日)	事業系ごみ (g/人日)
松山市	112,379	32,031	0	144,680	772	617	155
今治市	48,385	7,824	1,746	58,005	989	643	346
宇和島市	23,634	356	1,473	25,463	917	658	258
八幡浜市	11,606	2,011	52	13,669	1,104	765	339
新居浜市	37,735	7,521	1,443	46,699	1,066	753	313
西条市	35,782	7,083	948	43,813	1,093	784	309
大洲市	13,154	1,160	0	14,314	901	549	352
伊予市	10,139	986	359	11,484	843	604	240
四国中央市	28,189	5,101	1,526	34,816	1,087	778	310
西予市	9,551	193	578	10,322	740	618	122
東温市	6,841	183	0	7,024	572	562	10

	ごみ処理量												減量 処理率 (%)
	直接 焼却量 (t)	直接 最終 処分量 (t)	合計 (t)	焼却以外の中間処理量							直接資源 化量 (t)	合計 (t)	
				粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化等 を行う施設 (t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 施設 (t)			
松山市	113,974	1,495	29,211	6,055	22,667	489	0	0	0	0	0	144,680	99.0
今治市	50,494	547	5,616	4,200	1,416	0	0	0	0	0	2,298	58,955	99.1
宇和島市	23,712	0	1,414	0	1,389	0	0	0	25	0	2,165	27,291	100.0
八幡浜市	10,375	67	1,841	0	1,841	0	0	0	0	0	1,334	13,617	99.5
新居浜市	35,105	1,449	6,979	4,071	2,908	0	0	0	0	0	1,723	45,256	96.8
西条市	32,401	4,346	4,142	4,055	87	0	0	0	0	0	1,943	42,832	89.9
大洲市	12,995	70	1,249	7	1,242	0	0	0	0	0	0	14,314	99.5
伊予市	9,141	0	1,984	141	1,843	0	0	0	0	0	0	11,125	100.0
四国中央市	28,548	0	3,879	2,971	908	0	0	0	0	0	863	33,290	100.0
西予市	7,586	177	764	0	764	0	0	0	0	0	1,057	9,584	98.2
東温市	4,966	0	2,058	1,004	1,054	0	0	0	0	0	0	7,024	100.0

	中間処理後再生利用量								リサイク ル率 (%)	最終処分量			合計 (t)
	焼却 施設 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	ごみ堆肥 化施設 (t)	ごみ飼料 化施設 (t)	メタン化 施設 (t)	ごみ燃料 化施設 (t)	その他の 資源化等 を行う 施設 (t)	合計 (t)		直接最終 処分量 (t)	焼却 残渣量 (t)	処理 残渣量 (t)	
松山市	5,264	1,625	489	0	0	0	21,638	29,016	20.1	1,495	6,577	0	8,072
今治市	2,197	697	0	0	0	0	1,416	4,310	13.8	547	4,146	817	5,510
宇和島市	1,423	0	0	0	0	25	913	2,361	20.9	0	1,066	143	1,209
八幡浜市	0	0	0	0	0	0	1,207	1,207	19.0	67	1,059	442	1,568
新居浜市	992	729	0	0	0	0	1,949	3,670	14.6	1,449	2,602	458	4,509
西条市	58	1,197	0	0	0	0	78	1,333	9.6	4,346	3,543	1,325	9,214
大洲市	0	1	0	0	0	0	988	989	6.9	70	1,654	216	1,940
伊予市	0	58	0	0	0	0	1,262	1,320	14.6	0	1,079	480	1,559
四国中央市	677	664	0	0	0	0	541	1,882	12.3	0	2,778	792	3,570
西予市	0	0	0	0	0	0	764	764	23.6	177	555	0	732
東温市	0	65	0	0	0	0	981	1,046	14.9	0	618	664	1,282

	生活系ごみ				事業系ごみ			生活系 + 事業系 (t)
	直営+委託 (t)	許可 (t)	直接搬入 (t)	計 (t)	収集 (t)	直接搬入 (t)	計 (t)	
松山市	112,379		3,197	115,576	0	29,104	29,104	144,680
今治市	31,948		4,031	35,979	16,437	3,843	20,280	56,259
宇和島市	16,383	234	195	16,812	7,017	161	7,178	23,990
八幡浜市	8,215		1,201	9,416	3,391	810	4,201	13,617
新居浜市	25,104		6,428	31,532	12,631	1,093	13,724	45,256
西条市	24,415		6,075	30,490	11,367	1,008	12,375	42,865
大洲市	8,297		426	8,723	4,857	734	5,591	14,314
伊予市	7,463		398	7,861	2,676	588	3,264	11,125
四国中央市	19,474		3,898	23,372	8,715	1,203	9,918	33,290
西予市	7,875		168	8,043	1,676	25	1,701	9,744
東温市	6,841		57	6,898	0	126	126	7,024

● 第3節 ● 課題の抽出

(1) 排出抑制・減量化に関する項目

- ① ごみの処理量（1人1日当たり）は、近年、横ばい傾向が続いており、減少傾向にある全国平均との差も開きつつある現状をふまえ、市民の減量意識の向上が必要である。
- ② 未分別での排出により収集されずに取り残されたごみによる衛生上の問題や再分別などで自治会や住民に負担があり、分別ルールを徹底する啓発が必要である。
- ③ 容器類の軽量化や紙媒体のデジタル化など様々な要因があると思われるが、本市のリサイクル率が低下傾向にある。

(2) 収集運搬に関する項目

- ④ 市内にはごみステーションが約4000箇所あるが、管理者が不明で管理が行き届いていない箇所があるなど利用上の問題、管理上の労力・費用などの住民負担が大きい。
- ⑤ 事業系一般廃棄物が適正に分別されないまま、施設に搬入されたり、地域のごみステーションに不正に排出されたりする場合が見られる。

(3) 処理に関する項目

- ⑥ 南海トラフ巨大地震等大規模災害発生時の災害廃棄物の処理体制についてさらに整備を進めていく必要がある。
- ⑦ 廃棄物処理施設は、老朽化が進んでおり、安定処理のためには、予防保全、延命化等が必要である。
- ⑧ 廃棄物処理施設の長寿命化には限界があり、更新の検討が必要であるが、巨額の資金が必要である。
- ⑨ 旧廃棄物処理施設の廃止については、巨額の経費など課題が多いが方針が定まっていない。埋立終了している最終処分場も廃止ができていない。
- ⑩ 施設での効率的なリサイクルの推進とともに、更に効率的なエネルギー利用が課題である。

(4) 環境美化に関する項目

- ⑪ 海洋プラスチック問題にもつながるポイ捨てや不法投棄は河川や山間部の谷に多く見られ、一般家庭からだけでなく、違法業者によるものもある。近年では、家電リサイクル法の制定により、家電4品目の投棄が多く見られる
- ⑫ 雑草等の管理が行き届いていない空き地による生活環境の悪化が懸念される。

● 第1節 ● 基本理念

第六次長期総合計画 まちづくりの目標

～ 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり ～

を実現するため、

1. ごみの発生抑制と資源循環の推進
 2. 適正かつ安定的なごみ処理体制の確立
 3. 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進
- の3つの目標を掲げています。

本計画における基本理念を、長期総合計画の目標に基づき、以下のように定めます。

本計画の基本理念

**「全市民参加で、地球環境にやさしく、
持続可能な資源循環型社会の構築を目指します。」**

SDGs（持続可能な開発目標）について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された、17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、誰一人取り残さないことを目指し先進国と途上国が一丸となって取り組む国際社会全体の目標のことです。

本計画の中においても、SDGs（持続可能な開発目標）のゴールと関連づけて、実現に向けた取り組みを行います。



● 第2節 ● 基本方針

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に努め、ごみの減量を図り、再資源化（リサイクル）を推進するため、資源ごみ集団回収の推進や適正な分別種別の検討、食品ロス削減の啓発強化等に取り組めます。超高齢化社会をふまえ、継続して、収集方式の見直しやごみ処理の有料化について検討します。

また、適正で安定的なごみ処理体制の確立のため、適正処理啓発の強化、市民と連携した不法投棄対策・環境美化活動、処理施設の安定稼働、災害時に多量に発生する廃棄物に備えた体制整備等に取り組めます。

そして、人口減少社会においても持続的に廃棄物の安定処理ができるよう、将来に向けたごみ処理施設の共同化・広域化・集約化・民間活用・高効率なエネルギー利用等の視点を加えた施設の再編、旧施設の廃止・跡地利用等の検討に取り組めます。

● 第1節 ● ごみ発生量の推計

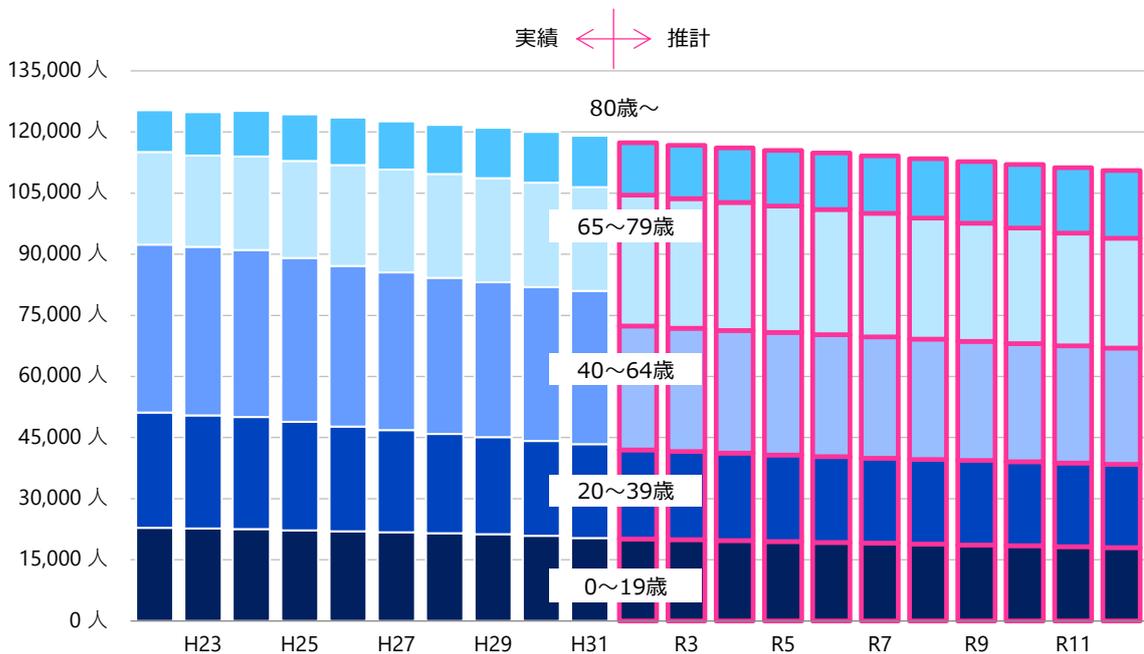
将来のごみ発生量を、実績値をもとに、以下の方法で推計します。

- ア. 収集するごみについては、推計した各年度の1人1日当たりの排出量（g/人・日）に人口予測値を乗じて年間ごみ量とする。
- イ. 収集するごみ以外は、1日当たりに換算し、各年の日数を乗じ算出する。
- ウ. ただし、長期的に1人1日当たりの排出量の減少傾向が続いている収集ごみの燃やすごみについては、減少傾向が続くものとして1人1日当たりの排出量を推計する。
- エ. 人口の将来予測

過去の人口推移は、0歳から64歳が減少し、65歳以上が増加している。長期総合計画では、新居浜市人口ビジョンや国立社会保障・人口問題研究所の人口推計データに基づき検討を行っており、目標値は令和12年に111,000人を維持することとしている。本計画では、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計データに基づき推計する。

令和12年の推計人口は、110,529人（令和2年比6,843人減）である。

▶ 人口の推移と将来推計



※実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口

※推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）データを参考

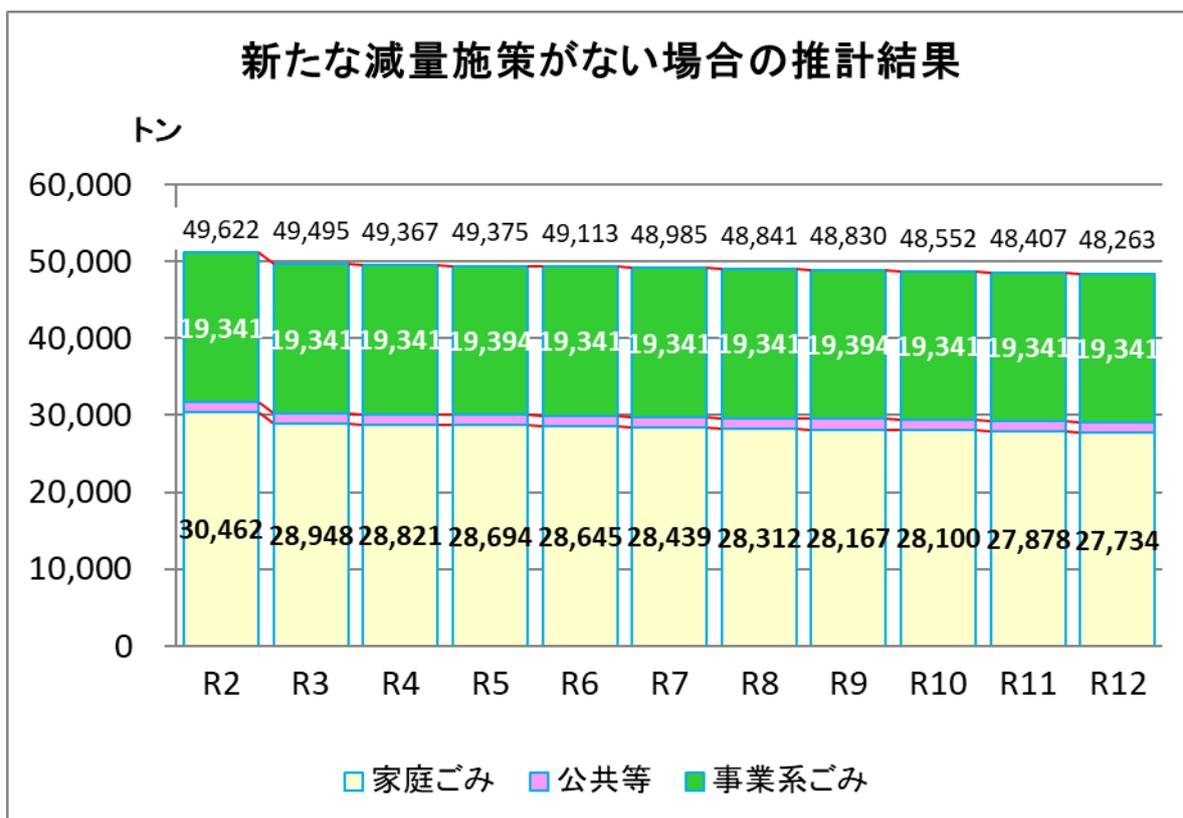
▶将来推計人口（人）

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
117,372	116,731	116,090	115,449	114,808	114,167	113,439	112,711	111,983	111,255	110,529

R2・R7・R12は国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年推計）データを参照し、ほかは按分し推計

オ. ごみ発生量の推計

新たな減量施策がない場合、ごみ量は人口の減少に伴う若干の減少にとどまるものと予想されます。



● 第2節 ● ごみ処理量の見込み

(1) 第六次長期総合計画におけるごみ減量目標

成果指標名	現況値	目標値
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	640g (令和元年度)	540g (令和12年度)
不適正排出対応件数	1,203件 (令和元年度)	1,000件 (令和12年度)
一般廃棄物処理施設の共同化・広域化・集約化の実施件数	0件 (令和元年度)	2件 (令和12年度)

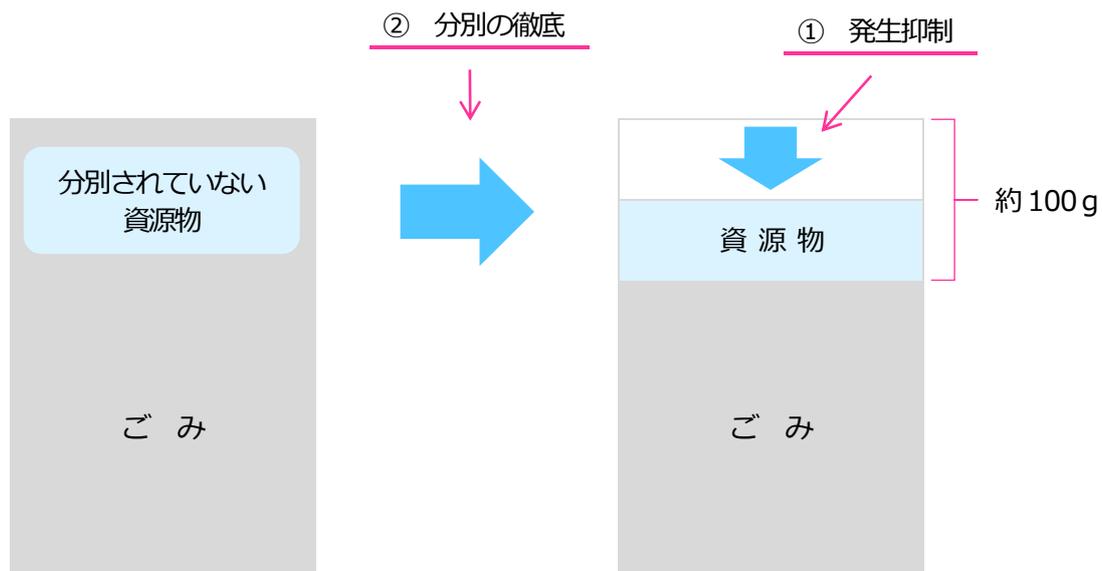
(2) にはま環境プランにおけるごみ減量目標

成果指標	成果指標の 説明・根拠	現況値 平成24年度 平成29年度	中間目標値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
ごみ排出量 (1人1日当たり)	市の処理に係る総ごみ排出量(集団回収量を除く)を市民1人1日当たりに換算した量	(H24) 1,033g (H29) 1,026g	882g	844g

(3) 本計画のごみ減量目標

	令和元年度実績値	令和12年度目標	令和12年度目標値
年間排出量 (集団回収量を除く)	45,364 t	(約20%減)	35,946 t
1人1日当たりの ごみ排出量 (集団回収量を除く)	1,041 g	150 g 減	891 g
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	640 g	100 g 減	540 g
リサイクル率	13.4%	1.6%増	15.0%

▶各家庭のごみ削減目標のイメージ



各家庭では、ごみの発生抑制と分別を通じて、
1人1日当たりのごみ排出量（資源ごみを除く） 100g削減が目標です。

● 第1節 ● 第六次長期総合計画における基本計画と主な取り組み

第六次長期総合計画における基本計画と主な取り組み内容は次のとおりです

基本計画	主な取り組み内容
1. ごみの発生抑制と資源循環の推進	① 3Rの広報・啓発の取組強化 ② 適正な分別種別の検討 ③ 資源ごみ集団回収等の推進 ④ ごみ処理の有料化の検討
2. 適正かつ安定的なごみ処理体制の確立	① 適正処理に関する指導・広報・啓発 ② ごみステーションの管理・利用ルールの確立 ③ 不法投棄監視体制の強化 ④ 環境美化活動や空き地等適正管理の推進 ⑤ 災害時の廃棄物処理体制の検討・整備及び啓発 ⑥ 廃棄物処理施設の延命化の推進及び予防保全の実施
3. 時代に呼応した廃棄物処理施設の運営と共同化・広域化等の推進	① 施設の共同化・広域化・集約化及び民間活用の調査検討 ② 施設の廃止・撤去・跡地利用の検討及び推進 ③ 廃棄物等の高効率資源回収・熱回収等の調査検討

● 第2節 ● 本計画における取り組み

本計画において、ごみ処理の適正な処理を進めるため、以下の取り組みを検討・推進します。

※ () 内：P29長期総合計画の主な取り組み内容 課：P22課題の抽出にそれぞれ対応

(1) 排出抑制と減量化の取り組み



- ① 3010 運動等、食品ロスの対策に取り組みます。食べ残しや賞味期限の切れた食品を捨てることについて「もったいない」という意識啓発を行います。(1-①) 課①
- ② プラスチック製容器包装ごみ以外のプラスチックごみの収集・処理についての国等の動向をふまえ、検討するなど適正な分別種別の検討を行います。(1-②) 課③
- ③ 各家庭での水切りや生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器等の設置への補助を継続します。また、取り扱いが比較的簡単なダンボールコンポストの普及のため講習会等の開催、ほかしや基材の普及などを行い、継続して使用できるようサポートを行います。(1-①) 課①
- ④ 不用品伝言板の運営を引き続き行うとともに、リサイクルショップ等の情報を市民に提供し、リユースを促進します。(1-①) 課①③
- ⑤ 事業者に対する分別指導や、施設での搬入指導を行い、事業系ごみの排出抑制に取り組みます。また、過剰包装について、無駄を減らすよう働きかけます。(1-①) (2-①) 課⑤
- ⑥ 事業系の生ごみ、木くず等、民間で資源化が行われるものは、民間施設での処理を促進し、市のごみ処理量を削減します。(1-①, 2-①) 課①
- ⑦ ごみの処理の有料化に向けた検討を行います。(1-④) 課①⑧
- ⑧ ごみ収集カレンダー、分別大辞典を作成し広く配布を行うとともに、インターネットやケーブルテレビ、SNS等で正しい出し方の周知を図ります。また、リサイクルの仕組みを周知し、正しい分別への理解につなげます。(1-①) 課①②③
- ⑨ レジ袋削減推進協議会、地球高温化対策地域協議会と協議、協力しながらレジ袋削減・マイバッグ持参推進に取り組みます。(1-①) 課①⑪
- ⑩ 資源ごみ集団回収が、市内全域で安定的に取り組まれるよう、補助事業を継続して実施します。
(1-③) 課①③
- ⑪ 使用済み食用油の拠点回収を実施し、バイオディーゼル燃料(BDF)のリサイクル促進を図ります。
(1-③) 課③
- ⑫ 衣類の拠点回収を実施し、衣類のリユースやリサイクルの促進を図ります。(1-③) 課③
- ⑬ 小型家電など、住民による分別以外に、施設での分別により資源化が可能なものは却適時検討します。
(1-②) 課③⑦

(2) 収集運搬に関する取り組み



- ① 現在の委託収集や許可業の在り方等は、収集運搬を効率・安定的に行うため当面維持します。
(2-①②)
- ② 収集の効率性などをふまえごみステーション方式による収集を継続します。(2-②)
- ③ ごみステーションの適正な維持管理のため、自治会等への防鳥ネットの支給、ボックス及び監視カメラ設置への補助等の支援策を検討するとともに、管理・利用ルールの確立を自治会と協力して取り組みます。(2-②) 課④
- ④ 地域のごみステーションの在り方や役割を整理検討します。(2-②) 課④
- ⑤ ごみパトロール等により不適正排出への対応を強化します。(2-①) 課④⑤
- ⑥ 施設での展開検査等による収集運搬許可業者への指導や排出事業者に対する啓発を行います。
(2-①) 課⑤
- ⑦ 家庭ごみふれあい収集事業は、今後も高齢化社会が進むなか、必要性がさらに高まることから継続していきます。(2-その他)

(3) 処理に関する取り組み



- ① ごみ処理施設においては、精密機能検査の実施や長寿命化総合計画の策定を行い、施設保全の確実な実施、施設の部分更新、延命化対策工事を実施しながら、目標年次までの適正で安定的な処理を目指します。(2-⑥) 課⑦
- ② 施設の共同化・広域化・集約化及び民間活用の視点も加えた施設再編について調査検討します。
(3-①) 課⑧
- ③ 災害に強い廃棄物処理施設の検討、施設強靱化の推進に取り組みます(3-①) 課⑥⑦⑧
- ④ 施設に係る受益者負担についての検討・適正化の推進に取り組みます。(1-④, 2-⑤) 課⑦⑧
- ⑤ 旧清掃センターの廃止・撤去・跡地利用の検討に取り組みます。(3-②) 課⑨
- ⑥ 磯浦最終処分場の廃止手続きに向けた調査検討に取り組みます。(3-②) 課⑨
- ⑦ 廃棄物を利用した効率的で安定的な資源化・エネルギー化について調査検討します。(3-③) 課⑩

(4) 環境美化に関する取り組み



- ① 海洋プラスチックごみ問題等に対処するため、自治会、環境美化推進員、環境美化推進協議会、愛媛県等の関係機関等と連携し、不法投棄防止、まち美化推進に取り組みます。(2-③、④) 課⑩
- ② 監視カメラの増設等、不法投棄の監視体制の強化に取り組みます(2-③) 課⑩
- ③ 看板やチラシ等により不法投棄や適正処理に対する啓発に取り組みます。(2-①、③) 課⑩
- ④ 雑草などが生えて周囲の生活環境の悪化が懸念される空地の土地所有者等へ適正管理の啓発指導に取り組みます。(2-④) 課⑫
- ⑤ 市民一斉清掃やボランティア清掃による活動の支援に取り組みます。(2-④) 課⑫

(5) 環境学習の取り組み



- ① 小学生から高齢者まで、幅広い年代の人が、持続可能な社会を目指した環境学習の機会に出会えるよう教育委員会、公民館、高齢者生きがい創造学園、環境市民会議等とともに取り組みます。
(1-①) 課①
- ② 小中学校での持続可能な開発のための教育（ESD）と連携し、環境学習を推進するとともに、ごみ処理の現場を知る機会を設けることで、子どもたちのごみに対する関心を高めます。
(1-①, 2-①) 課①

(6) 災害廃棄物対策の取り組み



- ① 「新居浜市災害廃棄物処理計画」の実行性を確保するとともに、発災時の迅速な対応につながるよう、具体的なマニュアルの整備や民間団体との協定の拡充、広域的な連携体制を検討します。
(2-⑤) 課⑥
- ② 自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等、ごみ処理に支障をきたす緊急事態の発生に備え、収集運搬や中間処理に係る業務継続計画（BCP）を策定し、緊急事態においても安定したごみ処理が継続できる体制を構築します。(2-⑤) 課⑥

● 第3節 ● 市民・事業者の取り組み

主要施策	市民の取組	事業者の取組
① 3R ・ごみ発生抑制 (リデュース) ・再使用 (リユース) ・再資源化 (リサイクル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭だけでなく職場、学校などでも、ごみを発生させないライフスタイルに転換します。 ・ 買い物はマイバッグを持参し、過剰包装などは断るようになります。 ・ 不要なものの買い過ぎに注意します。 ・ 未使用食品や食べ残しがなるべく発生しないように努めます。 ・ 可能な家庭では生ごみのたい肥化などの減量に取り組みます。 ・ 資源ごみの分別収集に協力します。 ・ スーパーマーケットなどの資源の店頭回収を利用します。 ・ 使用済み食用油などの資源の拠点回収に協力します。 ・ まだ使用できる不用品は、リサイクルショップや不用品伝言板などを利用し、リユースに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化に努めます。 ・ 廃棄物となりにくく、再使用や再資源化しやすい製品の開発に努めます。 ・ 商品の販売にあたっては、過剰な包装をしないように努めます。 ・ 飲食店などでは食品ロス削減に努めます。 ・ スーパーマーケットなどでは、資源化が図られる店頭回収に取り組みます。 ・ スーパーマーケットなどでは、レジ袋無料配布をせず、レジ袋廃棄量の削減に寄与します。 ・ 廃棄物処理業者は、廃棄物の再生資源化や熱回収に取り組みます。
② ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期収集のごみ出しルールを守ります。 ・ 外出先では、ごみを持ち帰るようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令を遵守し、自らの責任で廃棄物を適正処理します。 ・ 処理を委託する場合は、適正な業者を選定し、法令の委託基準を守ります。 ・ 廃棄物処理業者は、処理施設などの適正管理に努めます。 ・ 処理施設や処分場について、環境汚染が考えられる場合は、必要に応じて、周辺環境調査を実施します。
③ 不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の不法投棄はしません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の不法投棄はしません。 ・ 廃棄物の最終処分までの処理過程を把握します。
④ 環境美化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境美化活動など市民活動団体や行政の取組に参加、協力します。 ・ ポイ捨てなどはせず公衆ルールを守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境美化活動に参加、協力します。

● 第4節 ● ごみの有料化

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを出す際に、市が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみを出す量に応じて、その処理費用の一部を負担していただくものです。定期収集ごみの有料化、大型ごみの戸別収集有料化、直接搬入ごみの有料化が考えられます。

(2) 家庭ごみ有料化の必要性

国（環境省）は、ごみ有料化について、平成19年6月に策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」で、市町村が取り組む減量策として効果的であると言及しています。本市のごみ処理は、一般廃棄物処理基本計画に基づいて行うこととしており、①1人1日当たりのごみ排出量、②リサイクル率、③最終処分量の3つの数値目標を掲げ、その達成に向け10種分別収集を開始するなど各種事業に取り組んできましたが、このままの減量策だけでは前計画の目標達成は厳しい状況です。また、現在、家庭ごみのうち「燃やすごみ」の中には、正しく分別すれば「資源」となるごみが多く含まれていること、さらに、家庭ごみの処理は主に税金で賄われていることから、積極的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいる人と、取り組んでいない人との間に費用負担の面で公平性が保たれておらず、ごみ減量・リサイクルに対する意識が働きにくいことから、「家庭ごみ有料化」の導入に向けた検討をおこなう必要があります。今後、社会情勢をふまえながら、実施に向けた検討をすすめます。

(3) これまでの有料化検討過程

本市の最初の有料化の取組みは平成13年度に戸別収集とした大型ごみで、廃棄物減量等推進審議会の答申を得て同年13年6月議会に上程しましたが、常任委員会で継続審査となり、9月議会で撤回しました。また、平成16年には一般ごみ有料化検討を開始し、審議会の答申を得て有料化計画を策定、平成20年に議会説明、市民意見聴取のうえ、議会上程を目指しましたが、同年10月に連合自治会からの延期要請を理由に撤回しました。その後、平成30年度に家庭ごみの一部有料化について審議会に諮問し、令和元年10月に答申がありました。現在市内において有料化について検討をおこなっています。